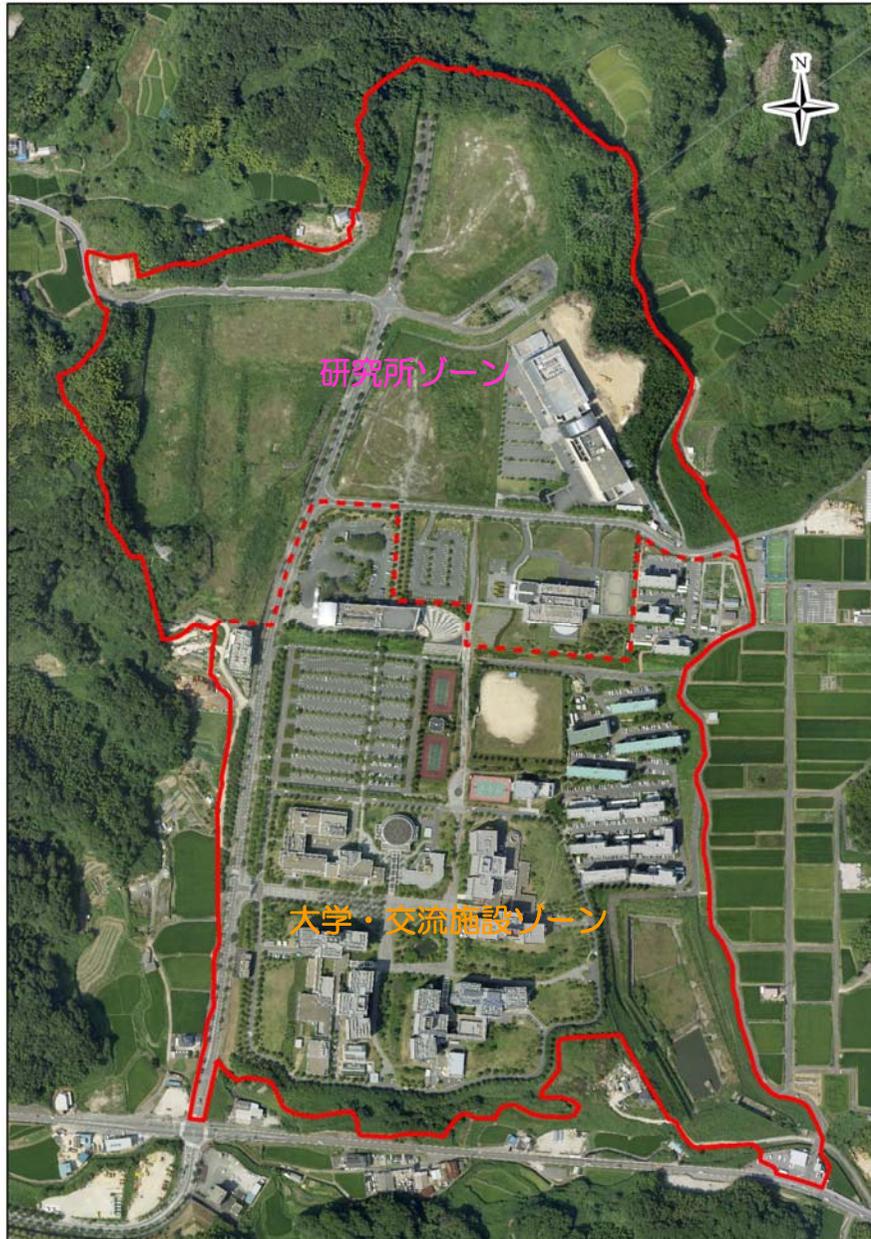


高山学研第1工区の現状等について

高山学研第1工区の現状



- 区域面積：約45ha
【研究所ゾーン未利用地・・・約14ha】
（研究所ゾーン・・・約21.6ha）
（大学・交流施設ゾーン・・・約23.4ha）
- 用途地域：準工業地域
- 高度地区：31m高度地区

- 地区計画：高山学研地区地区計画
（地区整備計画において、建築物の用途の制限等を行い、危険物の貯蔵量については、商業系に制限している。）
- 高山第1工区の研究所ゾーンにおける施設の立地基準
- 生駒市学研高山地区環境保全対策基本指針

関西文化学術研究都市（奈良県域）高山第1工区の 研究所ゾーンにおける施設の立地基準（抜粋）

1 趣旨

この基準は、関西文化学術研究都市（奈良県域）高山第1工区の研究所ゾーンにおいて研究施設及び研究開発型産業施設の立地の促進を図るため、その立地基準について定めるものである。

2 立地ゾーン

この立地基準は、高山第1工区の研究所ゾーンにおいて適用する。

3 立地施設

当該ゾーンにおいて立地できる施設は、研究施設及び研究開発型産業施設とする。

4 研究開発型産業施設

4-1 企業要件

- (1) 健全性
- (2) 革新性、発展性
- (3) 研究費比率

4-2 施設要件

- (1) 対象施設
- (2) 事業分野
- (3) 施設計画

施設の立地に当たっては、法律及び条例に定める立地上の要件を満たすほか、次の要件に適合すること。

- ・ 景観形成上適切な計画であること。
- ・ 奈良県環境配慮指針に留意されていること。
- ・ 生駒市学研高山地区環境保全対策基本指針に基づくものであること。

5 最低敷地面積

当該ゾーンにおける建築物の敷地面積の最低限度は5,000㎡とする。

6 この基準は平成21年4月28日から適用する。

生駒市学研高山地区環境保全対策基本指針（抜粋）

（環境保全計画書等）

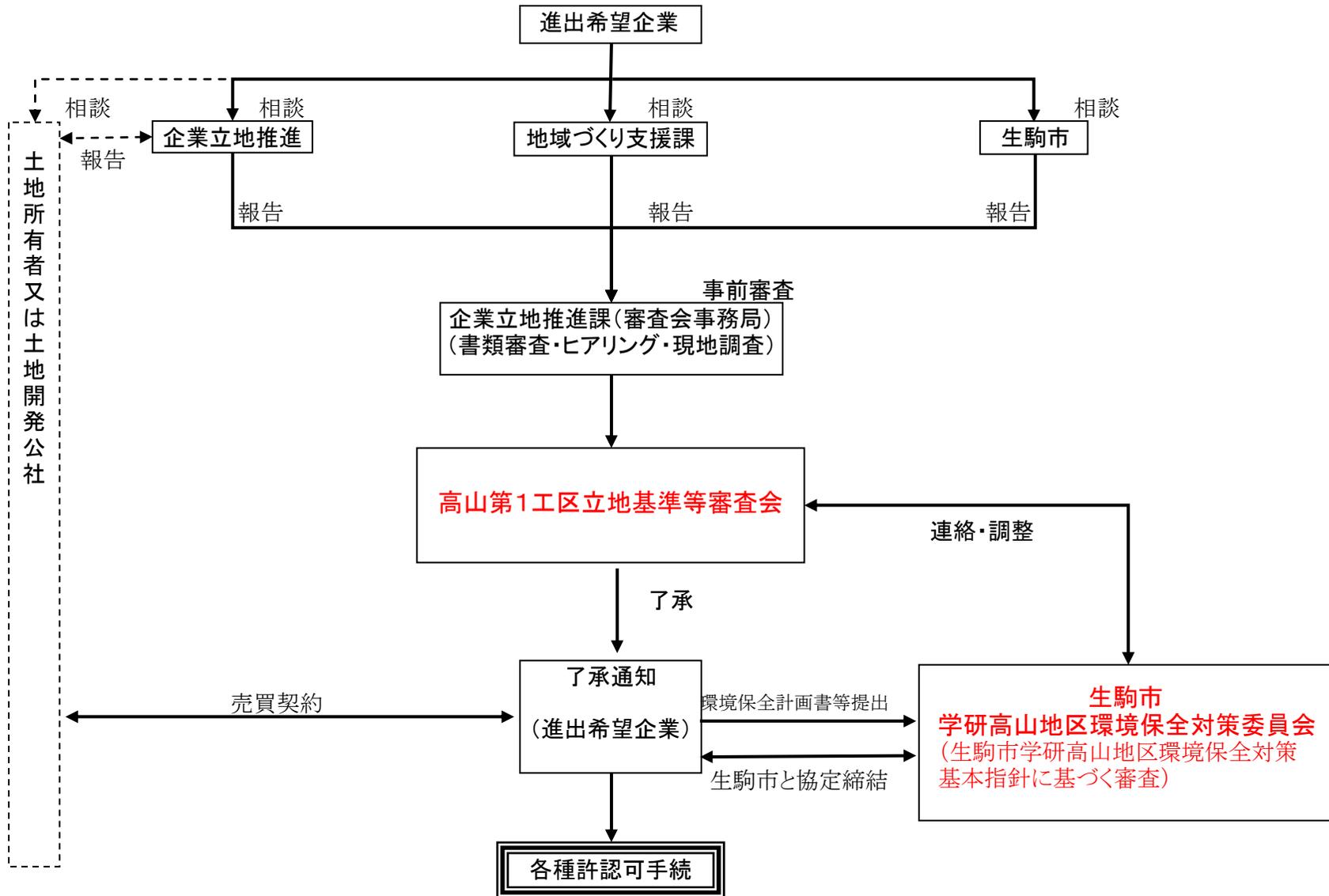
第4条 事業者は、事業活動を開始するため新規に施設を設置する場合は、次に掲げる事項で環境保全上必要な内容を記載した環境保全計画書（以下「計画書」という。）を提出し、市長と協議しなければならない。

- （1） 施設計画の概要に関する事項
- （2） 事業活動の概要に関する事項
- （3） 環境保全に係る管理組織の整備に関する事項
- （4） 研究従事者等に対する安全管理教育に関する事項
- （5） 組換えDNA実験の安全管理に関する事項
- （6） 放射性同位元素等の安全管理に関する事項
- （7） 化学物質等の安全管理に関する事項
- （8） 生物の安全管理に関する事項
- （9） 水質汚濁防止対策に関する事項
- （10） 大気汚染防止対策に関する事項
- （11） 廃棄物の処理対策に関する事項
- （12） その他の環境保全対策に関する事項
- （13） 監視測定体制の整備に関する事項
- （14） 施設及び設備の保守管理に関する事項
- （15） 事故、災害等の未然防止対策及び対応措置に関する事項
- （16） その他市長が必要と認める事項

（協定の締結）

第6条 市長は、対策委員会の意見等を踏まえ、事業者と環境保全に係る協定を締結するものとする。

立地手続きフロー



立地できる企業の規制を緩和する理由

- 企業立地の推進には、現行規制(商業地域並み)を外すことが望ましいが、学研都市にふさわしい企業立地の推進と隣接する住宅地等の住環境への配慮を考慮し規制内容を緩和する。
- 奈良県科学技術振興指針で定められた重点研究開発分野産業施設の県内立地企業の調査結果及び県内立地検討企業の意向調査の結果により、それぞれの分野の業種の事業内容を考慮し、必要最低限の緩和を講じる。